

## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

### 【事業概要】

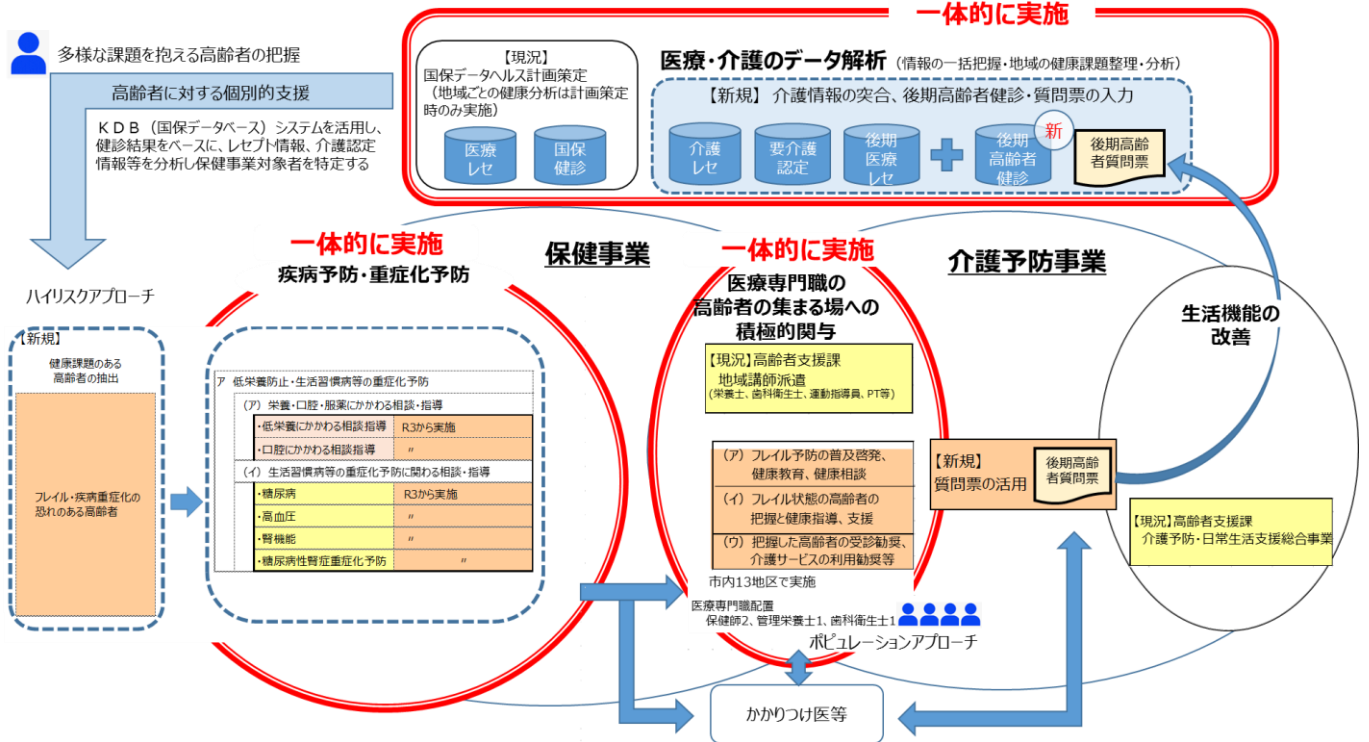
高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の保健事業を、市町村が受託し、国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施することとなりました。

本事業は、令和6年度までに全ての市町村において展開するもので、本市においては令和3年度より段階的に実施します。

### 【令和3年度事業内容】

- 1 医療・介護のデータ解析
  - (1) KDB システムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- 2 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）
  - (1) 低栄養防止・重症化予防の取組
    - ア 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
    - イ 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導
- 3 医療専門職による高齢者の集まる場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）
  - (1) フレイル予防の普及啓発、健康教育・健康相談 等
  - (2) フレイル状態の高齢者を把握し、状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援 等
  - (3) 取組により把握された高齢者の状況に応じた健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨 等

### 令和3年度 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施



<問い合わせ先> 健康づくり課 0466(21)7344